

あんしんモバイルパックサービス利用規約

第1章 総 則

(規約の制定)

第1条 当社はあんしんモバイルパックサービス利用規約（重要事項説明書、別紙を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、これによりあんしんモバイルパックサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2 本サービスに係る契約者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

3 本規約と前項の諸規定の内容に齟齬が生じた場合、別に定めのある場合を除き、本規約の規定が優先するものとします。

(本規約の変更)

第3条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上 (<https://service.ocn.ne.jp/agreement/index.html>) への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 前項の変更は第24条に定める方法により契約者へ通知します。変更の効力の発生は同条に定めるとおりとします。本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。

(定義)

第4条 本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- 『あんしんモバイルパック』サービスとは、「マイポケット」、「マイセキュア（1ライセンス）」、「プレミアムサポート for スマートフォン」を、本規約ならびに本規約別紙1に定める条件にて提供するサービスをいいます。
- 『マイポケット』とは、別途「OCN マイポケット利用規約」又は「マイポケット利用規約」に規定するサービスをいいます。
- 『マイセキュア（1ライセンス）』とは、別途「マイセキュア利用規約」に規定するサービスをいいます。
- 『プレミアムサポート for スマートフォン』とは、別途「OCN プレミアムサポートサービス利用規約」又は「マイプレミアムサポートサービス」利用規約」に規定するサービスをいいます。
- 『請求事業者』とは、本サービスの料金に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者をいいます。
(注) 本欄に規定する当社が別に定める事業者は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とします。
- 『特定請求事業者』とは、当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡規定する事業者をいいます。

第2章 契約

(申込と承諾)

第5条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

2 前項の申込みがあった場合、当社はこれを受け付けた順序に従って承諾します。

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込を承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
 - (2) 本サービスの申込者が当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (3) 本サービスの申込者が第12条（利用停止）1項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき
 - (4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき
 - (5) 当社からのサービス種別の指定、又は変更要請を承諾できない場合
 - (6) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき
- 4 当社は契約成立後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。
- 5 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

(届出事項の変更)

第6条 契約者は、利用申込の際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出るものとします。契約者が当該届出を怠ったことにより不利益を被った場合、契約者に生じた不利益が生じることについて契約者は予め承諾します。

(契約者の地位の承継)

第7条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、当社所定の方法にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

3 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(本サービスの提供を受ける権利の譲渡の禁止)

第8条 契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

(契約者が行う本契約の解除)

第9条 契約者は本契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により当社に通知していただきます。

(当社が行う本契約の解除)

第10条 当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解除することがあります。この場合において、第14条(料金の支払い義務)に規定する請求事業者又は特定請求事業者が通知を行うことがあります。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(1) 第12条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。

(2) 当社が定める期日を経過してもなお、本サービスの料金を支払わないとき。

(3) 第5条に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。

(4) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者(以下、総じて「反社会的勢力」といいます。)に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。

(5) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

(1) 緊急又はやむを得ない場合

(2) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始若しくは破産申し立てをしたとき。

(3) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。

(4) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。

(5) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

第3章 利用中止等

(利用中止)

第11条 当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

(1) 当社の設備の保守上、工世上又はサービス提供上やむを得ないとき。

(2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(3) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。

(4) 法令等に基づく強制的な処分により本サービスを提供することが著しく困難となったとき。

(5) 当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合。

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(利用停止)

第12条 当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。(料金その他の債務に係る債権について、第14条(料金の支払義務)の規定により同条に規定する請求事業者又は特定請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者又は特定請求事業者を支払わないときとします。)

(2) 第23条(契約者の義務)の規定に違反したとき。

(3) 前各号のほか、本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障

を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第4章 料金等

（料金）

第13条 本サービスの料金は、本規約別表1 料金表に定めるところによります。

（料金の支払義務）

第14条 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの申込を承諾した日を含む料金月（1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間について、料金の支払を要します。

2 利用停止又は利用中止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

3 契約者は、本規約の規定により支払いを要することとなった本サービスの料金に係る債権を、当社が請求事業者に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は、請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。

4 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものとして取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。

（延滞利息）

第15条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内（第14条（料金の支払義務）の規定に基づき請求事業者がその料金その他の債務に係る債権を特定請求事業者に譲渡する場合は15日以内とします。）に支払いがあった場合は、この限りではありません

第5章 損害賠償

（責任の制限）

第16条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限りま。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社が本サービスに係る契約に関連して、当社の故意又は重過失により契約者に損害を与えた場合においては、前2項の規定は適用しないものとします。

（免責）

第17条 契約者は本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの利用に必要な契約者の端末設備やネットワーク回線等の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分等、当社の責めに帰すべき事由がない場合、責任を負担しないものとします。

3 当社は、本規約の変更等により自営端末設備等の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第6章 データの取扱い

（データの取扱い）

第18条 第16条（責任の制限）の規定に係らず、当社は、当社の電気通信設備に保存されたデータ及び本サービスの利用により生成、提供または伝送されたデータが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 本サービスを利用して契約者が提供または伝送するデータ等（コンテンツを含みます。）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないも

のとします。

(データの確認・複製)

第19条 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、当社の電気通信設備に保存されたデータを確認、複製又は複製することがあります。

(データの削除)

第20条 当社は、第22条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第9条（契約者が行う本契約の解除）又は第10条（当社が行う本契約の解除）の契約の解除があったときは、当社の電気通信設備に保存されているデータを削除します。この場合において、当社は、契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

(データのバックアップ)

第21条 当社は、契約者が本サービスに係る当社の電気通信設備に登録又は保存したデータ等のバックアップを行わなかったことによる責任を負わないものとします。

2 契約者は、本サービスに係る契約が終了等するときには、本条第1項に規定するデータ等を、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。

3 当社は消去されたデータは修復しません。

第7章 雑則

(本サービスの廃止)

第22条 当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は第1項の規定により本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

(契約者の義務)

第23条 契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと

(2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと

(3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと

(4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと

(5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと

(6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと

(7) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社に申し出の上、当社所定の方法により届け出ること

(8) その他、「マイポケット」、「マイセキュア（1ライセンス）」および「プレミアムサポート for スマートフォン」各サービスにて規定する契約者義務に違反しないこと

(9) その他、法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと

(10) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスに係る ID 及びパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。

5 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社 ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(契約者に対する通知)

第24条 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイト上(<https://service.ocn.ne.jp/agreement/index.html>)に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(2) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレスを管理するサーバに到達した時又は FAX 受信機に到

達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

③ 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

④ その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

（契約者の氏名の通知等）

第25条 契約者は、当社が第14条（料金の支払義務）第3項の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社が契約者の氏名、住所及び契約者回線等番号等、料金の請求に必要な情報及び第12条（利用停止）の規定に基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要な情報を請求事業者に提供通知することにつき同意していただきます。

2 請求事業者から特定請求事業者に対して債権が再譲渡される場合、請求事業者提供された前項の情報は、特定請求事業者にも提供されるものとし、契約者は、当社又は請求事業者による特定請求事業者への情報の提供につき同意していただきます。

3 本サービスに係る債権が請求事業者から特定請求事業者に再譲渡された場合、契約者は、その債権に関して料金が支払われた等の情報が請求事業者提供されることにつき同意していただきます。この同意は、当社が特定請求事業者に代わって契約者から取得したものとして取り扱われます。

4 前項に規定する債権の再譲渡の有無にかかわらず、第14条（料金の支払義務）第3項の規定に基づく債権譲渡がなされた場合、その債権に関して料金が支払われた等の情報は、当社にも提供されることにつき契約者は同意するものとします。この同意は、当社が請求事業者に代わって契約者から取得したものとして取り扱われます。

（当社の知的財産権）

第26条 本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定するものに帰属するものとします。

2 契約者は、プログラム等を次のとおり取り扱うものとします。

（1）本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

（2）複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。

（3）営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

（4）当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

（個人情報の取扱い）

第27条 当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定めるプライバシーポリシー (<https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/>)によります。

（管轄裁判所）

第28条 契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（分離可能性）

第29条 本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

（準拠法）

第30条 本規約に関する準拠法は日本法とします。

別紙1

当社は、あんしんモバイルパック契約者に対し、下表アに定める当社のサービスを提供します。

ア 当社のサービス

提供するサービスの名称	契約の種別等
マイポケット	「OCN マイポケット利用規約」に規定する「OCN マイポケット」もしくは「マイポケット利用規約」に規定する「マイポケット」に係る契約。但し、本規約と「OCN マイポケット利用規約」もしくは「マイポケット利用規約」の内容に齟齬が生じた場合、本規約の規定が優先するものとします。
マイセキュア（1ライセンス）	「マイセキュア利用規約」に規定する「マイセキュア（1ライセンス）」に係る契約。但し、本規約と「マイセキュア利用規約」の内容に齟齬が生じた場合、本規約の規定が優先するものとします。
プレミアムサポート for スマートフォン	「OCN プレミアムサポートサービス利用規約」に規定する「OCN プレミアムサポート for スマートフォン」もしくは「マイプレミアムサポートサービス」利用規約」に規定する「マイプレミアムサポート」に係る契約。但し、本規約と「OCN プレミアムサポートサービス利用規約」もしくは「マイプレミアムサポートサービス」利用規約」の内容に齟齬が生じた場合、本規約の規定が優先するものとします。

イ 本サービスの提供条件

本サービスに係る提供条件は、本規約に定めるほか「あんしんモバイルパックサービスホームページ（<https://service.ocn.ne.jp/option/security/mbp/index.html>）」によります。

別表 1 料金表

1 利用料金

区分	単位	料金額
あんしんモバイルバック	一の契約ごとに月額	640 円（税込 704 円）

附 則（令和 4 年 6 月 15 日 レパN第205号）
（実施期日）
1 この規約は、令和 4 年 7 月 1 日から実施します。
（吸収分割に伴う取り扱いについて）

2 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」といいます。）が次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、令和 4 年 5 月 13 日付け吸収分割契約により当社に承継された契約の規定は、この規約実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

旧規約	新規約
あんしんモバイルバックサービス利用規約	あんしんモバイルバックサービス利用規約

3 旧規約によりNTTコムが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の 2 の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。
4 この規約実施前に、NTTコムに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

附 則（令和 5 年 5 月 24 日 レパN第009600000488-01号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和 5 年 6 月 1 日から実施します。

附 則（令和 5 年 6 月 8 日 レパN第009600000666-01号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和 5 年 7 月 1 日から実施します。

附 則（令和 5 年 6 月 15 日 レパN第009600000741-01号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和 5 年 7 月 1 日から実施します。
（吸収合併に伴う取り扱いについて）

2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「レゾナント」といいます。）が次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、令和 5 年 5 月 1 5 日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

旧規約	新規約
あんしんモバイルバックサービス利用規約	あんしんモバイルバックサービス利用規約

3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の 2 の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。
4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

附 則（令和 6 年 2 月 26 日 OCN第009283号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和 6 年 3 月 1 8 日から実施します。